

平成 23 年 2 月 定例会（第 301 回）
3 月 16 日

[今井光子議員趣旨弁明](#)

↑（クリックで今井光子議員の趣旨弁明へ移動）

行政書士への行政不服申立手続の代理権付与に関する意見書決議
方の動議

平成23年 2月 定例会（第301回）

平成二十三年

第三百一回定例奈良県議会会議録 第六号

二月

平成二十三年三月十六日（水曜日）午後一時三分開議

出席議員（四十四名）

一番	小林茂樹	二番	藤井 守
三番	井岡正徳	四番	岡 史朗
五番	大国正博	六番	尾崎充典
七番	藤野良次	八番	森山賀文
九番	松尾勇臣	一〇番	宮本次郎
一一番	浅川清仁	一二番	田中惟允
一三番	上田 悟	一四番	山本進章
一五番	畠 真夕美	一六番	奥山博康
一七番	森川喜之	一八番	高柳忠夫
一九番	中野明美	二〇番	山村幸穂
二一番	中野雅史	二二番	神田加津代
二三番	安井宏一	二四番	岩田国夫
二五番	荻田義雄	二六番	粒谷友示
二七番	丸野智彦	二八番	岩城 明
二九番	藤本昭広	三〇番	今井光子
三一番	田中美智子	三二番	国中憲治
三三番	辻本黎士	三四番	米田忠則
三五番	新谷紘一	三六番	出口武男
三七番	中村 昭	三八番	秋本登志嗣
三九番	小泉米造	四〇番	服部恵竜
四一番	田尻 匠	四二番	山下 力
四三番	梶川虔二	四四番	川口正志

議事日程

- 一、平成二十三年度議案、議第一号から議第三十一号、平成二十二年度議案、議第八十五号から議第百三号及び報第二十九号、並びに請願第八号及び請願第十号から請願第十二号
- 一、監査委員の選任同意
- 一、意見書等決議

○議長（出口武男） これより本日の会議を開きます。

○議長（出口武男） 初めに、去る三月十一日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするため、謹んで黙禱をささげたいと存じます。

一同、ご起立願います。

（一同起立）

黙禱。

（一同黙禱）

黙禱を終わります。

ご着席願います。

○議長（出口武男） この際、お諮りします。

監査委員の選任同意、意見書等決議を本日の日程に追加することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（出口武男） 次に、監査委員から現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

○議長（出口武男） 次に、平成二十三年度議案、議第一号から議第三十一号、平成二十二年度議案、議第八十五号から議第百三号及び報第二十九号、並びに請願第十一号及び請願第十二号、並びに去る十一月定例会より継続審査に付されておりました請願第八号及び請願第十号を一括議題とします。

まず、予算審査特別委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、同委員長
の報告を求めます。――二十一番中野雅史議員。

◆二十一番（中野雅史） （登壇） 予算審査特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る三月四日の本会議において設置され、付託を受けました議案、すなわち「平成二十三年度奈良県一般会計予算」、「平成二十三年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計予算」案ほか十三特別会計予算案及び条例その他の議案並びに「平成二十二年度奈良県一般会計補正予算（第四号、第五号）」、「平成二十二年度奈良県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第一号）」案ほか三特別会計補正予算案及びその他の議案について、議会機能のひとつである審査・監視機能の重要性を踏まえ、知事をはじめ関

係理事者の出席のもと、五日間にわたり鋭意調査並びに審査を行ったところであります。その経過と結果の概要につきまして、順次申し述べることにいたします。

まず、平成二十三年度一般会計及び特別会計予算案、すなわち議第一号から議第十五号並びに平成二十二年一般会計補正予算案（第四号）、すなわち議第八十五号について申し上げます。

我が国は、経済情勢などが厳しい中で、経済のデフレ状態からの早期脱却、雇用の創出などについての効果的な対策、少子・高齢化と人口減少の時代に対応した医療、介護、年金等の社会保障制度の見直し、国・地方を通じての深刻な財政状況の改善など、数多くの課題に直面しております。

本県におきましても、もともと大企業が少ない弱い税源構造のもと、法人関係税が伸び悩む一方で、大阪等に通勤している団塊世代の退職者の増加等により個人所得が低下し、個人県民税が大きく落ち込むなど、自主財源については相変わらず厳しい状況にあります。

このように厳しく、先の見通しにくい時代にあればこそ、本県が直面する喫緊の諸課題への的確な対応に加え、奈良のより良き未来を創るため、将来に向けて新たな芽を出すようなチャレンジが必要であるとの考えに基づいて新年度予算編成が行われました。

すなわち、引き続き、「経済活性化」と「くらしの向上」を二本柱として、「地域産業の支援・創出」、「観光の振興」、「県内消費の拡大と雇用対策」、「農林業の振興」、「健康づくりの推進」、「医療の充実」、「福祉の充実」、「学びの支援」、「安全・安心の確保」、「景観・環境の保全とくらしやすいまちづくり」、及び「中南和・東部地域の振興」という政策課題に重点的に取り組み、また、これら県政の様々な施策を支える三つの取組として、「効率的・効果的な基盤整備」、「協働の推進及び市町村の支援」、「組織力の向上と財政の健全化」を進めることとされました。

以上の考えのもとに予算編成に臨まれ、平成二十三年度当初予算案の一般会計総額は、四千五百七十七億千百万円、二十二年当初予算に対し、一・六%の減となりました。また、これまでの国の経済対策補正予算により造成した基金を財源として有効活用したことや、職員定数の削減、歳出事業の無駄の排除など、財政健全化に努めた結果、財政調整基金等の取り崩しは三年連続して行わずに編成されたところです。

なお、この当初予算と併せて、国の緊急総合経済対策補正予算を活用し、一般会計で、五十六億三千二百万円余の二十二年第四次補正予算を編成し、経済対策や地域の活性化等に役立てることとされました。

また、平成二十三年度の残余の議案、すなわち、議第十六号から議第三十一号、並びに平成二十二年の議第八十六号から議第九十号についてであります。これらは主として、予算案に関連して、当面必要とする条例の制定及び改正案等であり、いずれも適切なものであるとの結論に達しました。

次に、平成二十二年度の残余の議案、すなわち議第九十一号から議第百三号、及び報第二十九号について申し上げます。

議第九十一号から議第九十五号の一般会計及び特別会計補正予算案については、生活保護費、介護給付費負担金、国民健康保険基盤安定化事業など、諸般の事情による増額補正及び各種事業の執行を見通した減額補正措置であります。また、議第九十六号から議第百三号、及び報第二十九号は、基金廃止の条例案及び請負契約の締結など、いずれも適切な措置であるとの結論を得たところであります。

次に採決の結果を申し上げます。

平成二十三年度議案、議第一号、議第十六号、議第十八号から議第二十号、議第二十三号及び議第二十六号、並びに平成二十二年度議案、議第八十五号については賛成多数をもって、また、残余の議案、すなわち平成二十三年度議案、議第二号から議第十五号、議第十七号、議第二十一号、議第二十二号、議第二十四号、議第二十五号及び議第二十七号から議第三十一号、並びに平成二十二年度議案、議第八十六号から議第百三号については、全会一致をもっていずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成二十二年度議案、報第二十九号については、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

さらに、委員各位から行政各般にわたる数多くの要望・意見の開陳がありました事項のうち、理事者の答弁により概ね了承されました事項については、本報告で申し上げることを省略することとしました。

なお、次に列挙する事項については、これらが実現されるよう強く要望するものであります。

一 地域のつながりを維持し、発展を図るため、こまどりケーブルテレビを活用して、地域情報を広域的に発信するよう、市町村へ働きかけられたいこと。

一 耳成高校跡地に設置予定の観光案内所については、奈良独自の歴史を素材とし、奈良の観光を効果的に発信できる施設となるよう努められたいこと。

一 地域での暮らしを体験することが新たな観光のニーズとなっているため、これらに取り組む地域の情報を広く発信し、観光振興や、地域振興につなげられたいこと。

一 DVやネグレクトを含む虐待件数は依然として増加傾向にあることから、DVや虐待は犯罪であることを強く発信し、児童虐待、高齢者虐待、DVの未然防止や再発防止に向けて、取り組まれたいこと。

一 県立医科大学附属病院の通院による放射線治療については、患者にも家族にも負担が大きいため、放射線治療の医療体制の充実を図られたいこと。

一 三次救急医療を担う新県立奈良病院構想の実現に向けて、周辺の民間医療機関との連携を深め、一次、二次救急医療体制の整備・充実に取り組まれたいこと。

- 一 女性の社会参加の機運が後退しないよう、男女共同参画社会の実現に向けた取組を、さらに積極的に推進されたいこと。
- 一 自然エネルギーの活用に関心の高い民間事業者もいることから、積極的な情報の収集と提供を行い、太陽光発電装置等の導入を働きかけられたいこと。
- 一 三月末で失効する金融円滑化法が延長されない場合、中小企業の倒産が増えることが予想されるので、金融機関及び信用保証協会と連携して、中小企業への円滑な資金供給が行われるよう取り組まれたいこと。
- 一 学研高山第一工区では、研究開発型産業施設の立地を可能とする規制緩和が行われたが、未立地区画が残されているため、アクセス道路など企業進出がしやすい環境の整備について取り組まれたいこと。
- 一 企業立地の促進については、県外から企業を誘致することと合わせ、県内農産物を活用した産業活性化など内発的な企業立地を推進されるとともに、商店街の活性化に積極的に取り組まれたいこと。
- 一 河川敷地の不法占用対策については、点検を強化するなど不法物件の早期発見に努め、適正な管理に努められたいこと。
- 一 交通施設のバリアフリー化促進に向け、市町村に対して、バリアフリー基本構想の早期策定への支援等を図られたいこと。
- 一 現代社会は、人との関わりが希薄になり孤独死等の問題など、絆を持たない社会構造になってきていることから、今後、学校教育においても、人とのつながりや命を大切にする教育を推進されたいこと。
- 一 教職員による不祥事が相次いでいることから、教職員の規範意識の向上について取り組まれたいこと。
- 一 警察官は、基本的人権にかかわりの深い職務である。警察官たるべき、なお一層の人権意識の醸成について取り組まれたいこと。

以上、要望するものであり、これをもって予算審査特別委員会の報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（出口武男） 次に、所管の常任委員会に付託しました請願並びに去る十一月定例会で閉会中の審査事件として議決されました事項に対する審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務警察委員長の報告を求めます。――一番小林茂樹議員。

◆一番（小林茂樹） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る三月一日の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました請願第十二号と、先の定例会より継続審査とされておりました請願第十号の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、二月十七日並びに三月一日に委員会を開催し、付託されました請願二件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、請願第十号「大安寺西地区へのパチンコ店出店計画に対するコンプライアンスの適正運用と同店操業による交通危険の排除と是正に関する請願書」につきましては、日本共産党委員から、地区住民の今後の交通危険による日常生活への影響を心配する思いは斟酌すべきであるとの理由により、賛成であるとの意見の開陳があり、また、請願第十二号「奈良県の関西広域連合参加を求める請願書」につきましては、公明党委員から、関西広域連合に参加し、様々な議論に加わることは、将来、奈良県政にとって有意義と考えられるとの理由により、賛成であるとの意見の開陳がありました。

よって、起立採決の結果、いずれも賛成少数をもちまして不採択とすることに決しました。

以上が、付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されることを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（出口武男） 次に、厚生委員長の報告を求めます。――八番森山賀文議員。

◆八番（森山賀文） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る三月一日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました請願第十一号と、先の定例会より継続審査とされておりました請願第八号の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、二月十六日及び三月二日に委員会を開催し、付託されました請願二件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、請願第八号「奈良県立奈良病院の現地建て替えを求める請願書」につきましては、賛成少数をもちまして不採択とすることに決しました。しかしながら、県当局が今後も十分な説明と誠意を尽くし、地元住民の理解を得ていくことが求められるとの意見の開陳がありましたことをご報告いたします。

また、請願第十一号「子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンへの公費助成実施を緊急に求める請願書」につきましては、日本共産党委員から、国の緊急対策であるにもかかわらず、市町村によって接種年齢や自己負担にばらつきがあり、国に是正を求めると同時に県として必要な対策をとるべきであるとの理由により、賛成であるとの意見の開陳があり、起立採決の結果、賛成少数をもちまして、不採択とすることに決しました。

以上が、付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち社会福祉、保健・医療及び生活環境行政の充実につき

まして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（出口武男） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。一一二番藤井守議員。

◆二番（藤井守） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（出口武男） 次に、建設委員長の報告を求めます。一一三十二番国中憲治議員。

◆三十二番（国中憲治） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（出口武男） 次に、文教委員長の報告を求めます。一一二十八番岩城明議員。

◆二十八番（岩城明） （登壇）文教委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち学校教育及び社会教育の充実・振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（出口武男） 次に、十九番中野明美議員ほか四名から、平成二十三年度議案、議案第一号「平成二十三年度奈良県一般会計予算」に対し、修正の動議が提出されましたので、これを議題とします。

修正案はお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

十九番中野明美議員に提案理由の説明を求めます。一一十九番中野明美議員。

◆十九番（中野明美） （登壇）平成二十三年度奈良県一般会計予算修正案を提案いたします。

まず初めに、東日本大震災におきまして犠牲となられた皆さんに、心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

それでは、提案の理由に入らせていただきます。

不要不急の事業を見直し、健康福祉費を増額して、市町村が実施する国民健康保険料(税)の引下げが行えるように助成制度を創設するための修正です。内訳については別紙の資料をごらんください。

主なものは次のとおりです。

歳入では、国庫支出金を一億二千百六十六万九千円減額する。繰入金を二千七百七十四万二千円を減額する。県債を一億二千六百万円減額する。

歳出では、議会費一億六千八百八十三万四千円を減額する。

議員報酬については、社会状況を勘案して、三〇%の削減を行う。

地域振興費六億六千七百二十五万九千円を減額する。弥勒プロジェクト事業は、平城京レポートの提案を受け計画されたが、広く県民の声を聞き、計画自体を十分検討する必要があるため、八千四百四十万円を全額削除する。

東アジア地方政府会合開催事業、奈良コスモポリタン賞創設記念事業、(仮称)東アジアジャーナル発行事業、東アジア連携推進費その他については、不要不急の事業であり、二億七千四百四十万九千円の全額を削除する。産業振興費十億三千六百七十万三千円を減額する。

戦略的企業誘致事業費及び企業立地促進事業補助事業は、投資効果が期待できるものではなく、また、正規雇用の増加には直接つながる保証がないため、九億二千七百七十万三千円の全額を削除する。

ならの宿泊力強化事業は、事業が進展せず、また事業効果が見込めないため、一億一千五百万円の全額を削除する。

土木費四億六百四十四万九千円を減額する。

リニア中央新幹線調査検討事業及びリニア中央新幹線建設促進事業、関西国際空港利用促進事業については、事業自体に必要性がないので、一千八百五十万円を全額減額する。

(仮称)奈良インターチェンジ周辺整備事業は、京奈和自動車道大和北道路建設の必要性が認められないため、五千万円を全額削減する。

奈良公園施設魅力向上事業及び奈良公園整備事業については、不要不急の事業であり、三億三千九百八十万円を全額削除する。

最後に、健康福祉費に、削減した二十億五千五百四十四万円を増額する。

保険事業費は、高齢者をはじめとする国民健康保険加入者の保険料(税)を引き下げるための制度を創設し、二十億五千五百四十四万円を計上すること。

以上提案いたします。何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

(拍手)

○議長(出口武男) お諮りします。

本修正案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

これより、平成二十三年度議案、議第一号に対する中野明美議員ほか四名から提出されました修正の動議について、起立により採決します。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立少数であります。

よって、本修正案は否決されました。

次に、委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、二十三番安井宏一議員に発言を許します。――二十三番安井宏一議員。

◆二十三番（安井宏一）（登壇）自由民主党を代表して、自由民主党として賛成の討論を行います。

今定例会に提出されました平成二十三年度一般会計及び特別会計予算案、議第一号から議第十五号、並びに平成二十二年度一般会計補正予算案、議第八十五号につきましては、もともと大企業が少ない脆弱な税源構造のもと、法人関係税が伸び悩む一方、さらには団塊世代の退職者の増加等により、個人県民税が落ち込む中、奈良県のよりよき未来をつくるため、チャレンジ精神豊かな積極的な予算編成が行われました。

具体的には、これまでと同様、経済の活性化とくらしの向上を柱として、地域産業の支援・創出、観光振興、県内消費の拡大と雇用対策、農林業の振興、健康づくりの推進、医療の充実、福祉の充実、学びの支援、安全・安心の確保、景観・環境の保全とくらしやすいまちづくり、及び中南和・東部地域の振興という政策課題に重点的に取り組むこととされました。その財源についても、国の経済対策補正予算案により造成した基金を財源として有効活用し、さらには職員定数の削減や無駄の排除により、財政調整基金の取り崩しを行うことなく、財源確保に努力されていることから、これらの議案に賛成するものであります。

残余の議案につきましても、予算案に関連して当面必要とする条例の制定及び改正案、請負契約の締結等であり、いずれも適切なものであります。

以上から、平成二十三年度当初予算案は、骨格予算ではありますが、おおむね必要と考えられる事業が網羅されていることから、自由民主党としては、今定例会に提出されました全議案について賛成の意を表明するものでございます。

○議長（出口武男） 次に、十番宮本次郎議員に発言を許します。――十番宮本次郎議員。

◆十番（宮本次郎）（登壇）日本共産党を代表いたしまして、討論を行います。

まず、平成二十三年度議案の議第一号、奈良県一般会計予算案についてです。

引き続き経済不況のもと、相次ぐ失業と倒産、格差と貧困の広がりは深刻です。新年度予算の編成に当たっては、暮らしの痛みに心を寄せ、県民の福祉増進に資することが第一義的に求められています。

高過ぎる国民健康保険税の引下げをしてほしいという切実な願いにこたえ、市町村国民健康保険への財政支援を行うべきです。

仕事と子育てに追われ、毎日ぎりぎりの生活という子育て世代の願いにこたえるために、一歳児保育への保育士加配補助打ち切りを見直して、保育条件の拡充に取り組むことなど、もっと県民の暮らしの痛みに心を寄せて、福祉増進に努めるべきです。

経済政策ではどうでしょうか。利用実績はわずか一件にとどまっている大企業立地補助金などは見直して、商店街活性化、中小企業の振興や地場産業支援、地域資源を生かした内発的な企業立地などに軸足を置いた経済政策へと改めるべきと考えます。

大型開発という点でも、見通しのないリニア新幹線推進事業や、県民合意が得られていない京奈和自動車道（仮称）奈良インターチェンジ周辺整備事業、全く見通しのない高級ホテル誘致などに膨大な税金をつぎ込むものは、大きく見直すべきです。

こうした観点から、新年度予算案には同意できず、議第一号には反対いたします。

議第十六号、職員定数条例については、ただでさえ福祉分野の人手不足が深刻なときに、知事部局の定数を削減するものです。看護師の増員を図る面は評価できるものの、非正規雇用の教師が急増していることが全国的に問題となっている中、本県の定数内講師の解消が進むどころか、その比率が高まることになっており、同意できません。

議第十八号、職員の給与条例は、看護師や助産師の深夜勤務手当が増額されることは評価いたします。一方、給与カットについては、特別職の給与カットについては賛成です。しかし、一般職員の給与カット継続には同意できません。よって反対いたします。

議第十九号、手数料条例については、電柱や地下埋設管の道路占用料の引下げは、関西電力など一部の大手企業を利するものです。政府予算でも大企業優遇税制が問題となっており、認められません。

議第二十号、森林環境条例は、一律五百円の税を課することは、負担能力に応じて税を課するという税負担の原則から見て、公平性に欠けるものです。経済弱者への軽減策や所得に応じた傾斜配分を検討すべきで、反対いたします。

議第二十三号は、認定こども園の基準に関するものですが、本来、幼児の給食は発達に応じたきめ細かな対応が求められ、園内で作るべきもので、その基準の改悪は認められません。

議第二十六号は、企業立地とホテル誘致のために特別に減税するもので、大企業優遇につながるもので、認められません。

次に、平成二十二年度議案の議第八十五号、一般会計補正予算案（第四号）中、東アジア・サマースクール企画運営費用は、その県民的な意義など、十分な合意を得られませんので、認められません。

以上、八つの議案に反対いたします。

残余の議案につきましては賛成をいたします。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（出口武男） 次に、四十三番梶川虔二議員に発言を許します。――四十三番梶川虔二議員。

◆四十三番（梶川虔二） （登壇）新創NARAを代表いたしましてご意見を申し上げます。

二〇一一年度一般会計ほか特別会計に賛成をいたしたいと思います。

その前に、去る三月十一日に発生した東日本大震災により亡くなられた皆様に哀悼の意を表し、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

さて、一般会計の歳入については、県税の占める割合は、総収入四千五百七十七億一千万円のうち二二・一%、地方消費税精算金を入れても二六・八%で、依然と、三割自治と言われる三割にも満たない状況であります。厳しい財政状況の中での予算編成になっており、税源移譲、税収の確保に努められたいと思います。

歳出面では、まず、観光の振興として、ポスト一三〇〇年祭の観光振興や記紀・万葉プロジェクトの推進など、企画されております。観光立県を目指す取り組み姿勢は理解するとして、各種事業を委託する場合に十分精査して、最小限の費用で最大限の効果を上げられたい。

平城遷都一三〇〇年祭も、奈良を訪れた人は多いというものの、奈良市を外れた地域はそれほど多いと思わないというのが実感と言われております。奈良市だけでなく、他の地域にも客を誘導するような企画にされたいと思います。

雇用対策については、若者の非正規就業が急速に進んでいることを踏まえ、正規就業化を進める対策をすること、子育て支援については、夫婦二人の核家族で共働きしながら子育てができる支援をされたい。

中学校給食の実施率は、県下百七校中七十四校で、六九・二%、全国平均七五・六%に対し低い。施設建設の支援制度をつくるべきだと思います。

南和地域振興に向けて、南部振興監の配置のもと南部振興課新設に、まずは期待をしておきます。予算執行に当たっては、コスト対効果を頭に置いて執行されるよう求めておきます。

政府は六月までに消費税増税について取りまとめるとしているが、消費税引上げありきには反対である。厳しい経営環境、厳しい労働環境のもとで、国民の意識はシビアになっています。歳入以上に歳出をしっかりと見直さないと、庶民は増税を受け入れないと思います。例えば知事の退職金は、四年で四千万円となっており、本年度予算化されておしま

す。議員にはなくなった年金が、知事には引き続きついておりますし、非常勤の議員と違い、常勤で一生涯懸命業務に励んでおられることは認めますが、四年で四千万円の退職金とは高額と思います。執行の段階で思い切って下げ、もって特別職の報酬、同じく市町村への波及を心されてはと思います。

以上を求めて、一般会計の賛成意見とさせていただきます。ありがとうございました。
○議長（出口武男） 次に、十一番浅川清仁議員に発言を許します。――十一番浅川清仁議員。

◆十一番（浅川清仁） （登壇）みんなの党を代表して、反対討論を行います。

その前に一言申し上げます。東北地方太平洋沖地震におきまして被害に遭われた皆様に向心よりお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々にご遺族の皆様に対し、深くお悔やみを申し上げます。

先般テレビの報道番組で、被災者である小学生の女の子が映っておりました。どうもお父さんが行方不明のようで、彼女の悲しみ、痛ましさは、見る者にひしひしと伝わってまいりました。その子が言うには、今まで自分たちが、いかにぜいたくで、いかに幸せな生活をしてきていたかがよくわかりましたというものでありました。私は、人間の真の幸せとは何か、真の豊かさとは何かを問い直せとされているような気がいたしました。

それでは、本論に入ります。ただいま議題となっております議第一号、平成二十三年度奈良県一般会計予算、中でも議第十八号、知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

これは、昨年末の本会議で可決された申しわけ程度の削減からほとんどかえりばえない、むしろやや緩和するという、実に無神経な提案であります。大阪府議会が議員報酬三割削減、大阪市議会が議員報酬二五%削減を決めましたが、これは高額報酬削減批判になびいたもので、長期不況、税収落ち込みを考えれば当然の行動であります。税収によって左右されるべき公務員の給与が、厳しい時代の現状を組み入れず高水準を維持することは、道義として許されるものではありません。

平成二十一年度地方公務員給与実態調査の資料で、奈良県は平均給与月額全国十六位という高い給与レベルであります。しかし、県の経常収支比率は九五・六%、つまり予算の四・四%しか新規事業に回せないのであります。国の基準でも、経常収支比率九〇%以上を財政硬直化としているのであります。その上本県は、負債合計一兆二千二百九十三億円という借金を抱えているのであります。この借金を次世代につけ回すことは許されません。我々の世代で返済決着をつけるべきものであります。こうした現状を直視すると、県職員給与の現状維持は、公的機関としての責務を忘れた、無責任きわまりない状況と言わざるを得ません。給与や報酬削減の流れをポピュリズムだと批判する声もあります。しかし、それは足元を直視しない逃げ口上であります。納税者である民間が苦しんでいるときに、同じ思いや労苦を共有できないで、どうして県民のための諸施策を立案することができるのでしょうか。少子・高齢化、中国の台頭による企業の海外移転、雇用の減少、デ

フレ不況等、社会状況が大変厳しい中、私たちは、恵まれた日本の山河と勤勉で礼節豊かなこの国を守り発展させなければなりません。税収が落ち込み、福祉サービスができなくなり、ばらまきによる借金づけ政治を傍観すれば、国家破綻に陥ってしまうのであります。無駄なことは一切やめて、効率のよい財政運営、公務員改革を、県政が身を切る覚悟を示して初めて県民の信頼を得られ、県政への協力もとりつけることができるのであります。

以上のことから、議第十八号、そしてそれを含む議第一号については、反対の意見を表明します。

○議長（出口武男） 次に、四十二番山下力議員に発言を許します。――四十二番山下力議員。

◆四十二番（山下力） （登壇）会派民主党を代表いたしまして、関西広域連合に係る請願第十二号の不採択に反対し、採択すべきであるとの立場から、意見の開陳をいたします。

代表質問で私が述べましたように、国の出先機構の移譲の問題について、内閣府に設置された地域主権戦略会議で論議にのせられ、日程の検討さえ課題になっているのであります。少なくとも奈良県議会として、その推移から目を離さず、関西広域連合への参加のタイミングを模索し続けなければなりません。

この間続けられてきた中央集権体制で、私たちの奈良県は今、どうなっているのでしょうか。道路舗装率八一・七％で全国第三十二位、道路改良率四五・三％で全国四十三位、民間事業者数全国第四十位、合計特殊出生率一・二二で全国第四十四位、県内総生産三六位、県民一人当たりの所得が二十八位等と、どれをとっても二十数年来さしたる変化がありません。県の財政運営も寒々しい限りでありまして、県税収入に占める法人税の割合は一六・四％で、全国四十七位であり、個人県民税の割合が逆に四〇・四％で全国一位となっています。また、県の地方債残高は既に一兆円を突破しております。県のこの年間予算規模に比しての地方債残高の割合は、二三一・七％で、もちろん全国一位であります。これまでの中央集権体制における予算配分と税制の、これが結果であります。

しかし、県民はたくましく生きてきました。持ち家比率七二・六％、これは全国十位であり、ピアノ所有率全国二位、電子レンジ所有率全国四位、皿洗い機やDVD、ビデオカメラ等、それぞれ全国一位の状況、すなわち県民のこれらの安定した生活を支えている数値がここにあります。家計実収入五十六万円余で全国十一位、二人以上の世帯の家計支出額全国三位、一人当たりの預金残高三百四十二万円余で全国四位というものであります。

皆さん、私がここで明らかにしている、県は貧しく、県民はかなり豊かであるという数字のマジックを解くかぎは、県外就労率二九・三二％、もちろんこれは全国一位の数字でございますけれども、ここにあります。勤労者も商人も、この間、府県別の総生産は全国二位で、年間三十八兆円余の大阪とのかかわり合いで生きてきたのであります。ですから、道路も鉄道も、大阪との時間短縮をテーマに腐心してきたのではないのでしょうか。この原則は今後も変わりはありません。制度疲労を起こして沈滞している中央集権体制を打破し、地方分権を推進していく新しい土俵である関西広域連合に参加しようではありませんか。

今次の東北地方太平洋沖地震は、改めて我々人間に、あるいは社会に多くの教訓を暗示しています。なかんずく、政治経済の東京一極集中の弱さともろさを完治しなければなりません。経済拠点の分散と、政治体制の分権を急がなければならないと私たちは考えているところであります。どうか、私たちのこの意見にご賛同いただき、関西広域連合に対するご理解をお願いしたいと思ひます。

以上です。

○議長（出口武男） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、平成二十三年度議案、議第一号について、起立により採決します。

原案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願ひます。

起立多数であります。

よって、平成二十三年度議案、議第一号は、原案どおり可決されました。

次に、平成二十三年度議案、議第十六号、議第十九号、議第二十号、議第二十三号及び議第二十六号、並びに平成二十二年度議案、議第八十五号について、起立により採決します。

以上の議案を予算審査特別委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願ひます。

起立多数であります。

よって、以上の議案六件については、予算審査特別委員長報告どおり決しました。

次に、平成二十三年度議案、議第十八号について、起立により採決します。

本案については、予算審査特別委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願ひます。

起立多数であります。

よって、本件については、予算審査特別委員長報告どおり決しました。

次に、請願第十号については、起立により採決します。

この請願に対する総務警察委員長の報告は、不採択です。

請願第十号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願ひます。

起立少数であります。

よって、請願第十号については、不採択とすることに決しました。

次に、請願第十一号については、起立により採決します。

この請願に対する厚生委員長の報告は、不採択です。

請願第十一号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立少数であります。

よって、請願第十一号については、不採択とすることに決しました。

次に、請願第十二号については、起立により採決します。

この請願に対する総務警察委員長の報告は、不採択です。

請願第十二号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立少数であります。

よって、請願第十二号については、不採択とすることに決しました。

お諮りします。

平成二十三年度議案、議第二号から議第十五号、議第十七号、議第二十一号、議第二十二号、議第二十四号、議第二十五号及び議第二十七号から議第三十一号、並びに平成二十二年度議案、議第八十六号から議第百三号及び報第二十九号については、予算審査特別委員長報告どおりに、請願第八号及び議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおりに、それぞれ決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起る)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ委員長報告どおり決しました。

○議長（出口武男） 次に、平成二十二年度議案、議第百四号を議題とします。

議案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起る)

ご異議がないものと認めます。

平成二十二年度議案、議第百四号「監査委員の選任について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起る)

ご異議がないものと認め、本案は、これに同意することに決しました。

○議長（出口武男） 次に、十三番上田悟議員より、決議第一号、東北地方太平洋沖地震災害に関する決議の動議が提出されましたので、上田悟議員に趣旨弁明を求めます。――十三番上田悟議員。

◆十三番（上田悟） （登壇）決議第一号、東北地方太平洋沖地震災害に関する決議（案）につきましては、決議案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△決議第一号

東北地方太平洋沖地震災害に関する決議（案）

本県議会は、去る三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震により亡くなられた方々とそのご遺族に対しまして深甚なる哀悼の意を表し、なお行方不明となっておられる方々の一日も早い救助を願うとともに、罹災された方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。

世界観測史上でも最大級といわれる今回の地震は、想像を絶する大津波を引き起こし、一瞬にして多くの尊い命を奪い、また、多くの集落を壊滅状態にするなど未曾有の大災害となり、今なお交通網や電気、水道等のライフラインは寸断され、被災地域住民は不便な生活を余儀なくされている。また、福島県内の原子力発電所では想定外の非常事態が発生し、放射能漏れによる健康被害や電力供給不足による社会経済活動等へ与える影響も懸念されている。

現在、国、地方公共団体、民間等に加えて海外からの救助隊による行方不明者の捜索や被災者の救護、救出活動、生活支援活動が行われているが、余震や道路網の寸断等により、救護活動すらできないといった被災地域もあり、深刻な事態の解消には、さらに相当な期間と取組が必要である。

本県においても、被災地への積極的な救援活動を行っているところであるが、国におかれては、引き続き捜索や救出、救護活動に全力を注ぎ、被災地の復旧に向けてなお一層のあらゆる支援措置を講じられるとともに、原子力発電関連施設の地震等に対する対策強化を図るなど、今後の防災対策に万全を期されるよう強く求める。

以上、決議する。

平成二十三年三月十六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（出口武男） 九番松尾勇臣議員。

◆九番（松尾勇臣） ただいま上田悟議員から提案されました決議第一号、東北地方太平洋沖地震災害に関する決議（案）に賛成いたします。

○議長（出口武男） 三十一番田中美智子議員。

◆三十一番（田中美智子） ただいま上田悟議員から提案されました決議第一号、東北地方太平洋沖地震災害に関する決議（案）に賛成します。

○議長（出口武男） 四十一番田尻匠議員。

◆四十一番（田尻匠） ただいま上田悟議員から提案をされました決議第一号、東北地方太平洋沖地震災害に関する決議（案）に賛成をいたします。

○議長（出口武男） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

決議第一号については、十三番上田悟議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（出口武男） 次に、三十五番新谷紘一議員より、意見書第一号、農林水産物等の貿易自由化に関する慎重な対応についての意見書決議方の動議が提出されましたので、新谷紘一議員に趣旨弁明を求めます。――三十五番新谷紘一議員。

◆三十五番（新谷紘一） （登壇）ただいま決議されたところでありますけれども、意見書の提案に入らせていただきます前に、改めて、去る十一日に起こりました東日本大震災でお亡くなりになられました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げ、一日も早い復興をお祈り申し上げておきたいと存じます。

それでは、意見書第一号、農林水産物等の貿易自由化に関する慎重な対応についての意見書（案）につきましても、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第一号

農林水産物等の貿易自由化に関する慎重な対応についての意見書（案）

新興国経済の急速な発展に伴い、我が国の経済はその地位を相対的に低下させつつあり、主要貿易国間で高いレベルの経済連携が進む中、韓国をはじめとしたアジア太平洋地域等の主要貿易国との今後の経済連携のあり方が問題となっている。

このような中、政府は、将来に向けての成長・発展基盤を再構築し、「強い経済」を実現するとして、環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）について、「関係国との協議を開始する」と明記した「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、今年六月を目途に交渉参加について結論を出すこととしている。

しかし、例外なき関税撤廃による貿易自由化をめざす同協定においては、参加後十年以内のすべての物品の関税撤廃が原則とされている。

とりわけ従事者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加や水産資源の減少、価格の低迷など非常に厳しい状況に置かれている農林水産業にあつては、さらに大きな打撃を受ける強い懸念があることに加え、食料自給率の大幅な低下という食料の安全保障を脅かす重大な事態を招きかねず、国家の根幹にかかわるものである。

よって、国におかれては、同協定の交渉参加の是非を検討するに当たって、次のとおり慎重に対応されるよう強く要望する。

一 すべての産業分野にわたって、交渉参加により生じるメリット、デメリットについて十分に分析し、国会等で慎重に審議するとともに、国民に対しても詳細な情報提供を行い、十分な時間をかけて慎重に検討を進めること。

二 農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の観点から、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内の農林水産業の振興などを損なわないよう対応すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年三月十六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（出口武男） 二十番山村幸穂議員。

◆二十番（山村幸穂） ただいま新谷紘一議員から提案されました意見書第一号、農林水産物等の貿易自由化に関する慎重な対応についての意見書（案）に賛成します。

○議長（出口武男） 二十五番荻田義雄議員。

◆二十五番（荻田義雄） ただいま新谷紘一議員から提案されました意見書第一号、農林水産物等の貿易自由化に関する慎重な対応についての意見書（案）に賛成をいたします。

○議長（出口武男） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第一号については、三十五番新谷紘一議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（出口武男） 次に、六番尾崎充典議員より、意見書第二号、交付金制度、公営競技納付金制度の見直しを求める意見書決議方の動議が提出されましたので、尾崎充典議員に趣旨弁明を求めます。――六番尾崎充典議員。

◆六番（尾崎充典） （登壇）意見書第二号、交付金制度、公営競技納付金制度の見直しを求める意見書（案）につきまして、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第二号

交付金制度、公営競技納付金制度の見直しを求める意見書（案）

二〇一〇年五月二十四日の行政刷新会議事業仕分け結果において、①JKA交付金還付事業（競輪）は廃止し、交付金の引き下げによって対応する、②補助事業（競輪）の交付の仕組み、審査の仕組みを抜本的に改める必要があり、現在の仕組みでの補助は廃止するとされた。

これをうけて、経済産業省産業構造審議会車両競技分科会の下に、「JKA補助事業及び交付金還付事業のあり方検討ワーキンググループ」が設置され、関係制度に関する見直しの方向性について確認されたところである。また、十二月十五日開催の「競輪事業のあり方検討小委員会」の中では、「競輪施行自治体の収支状況の悪化を踏まえ、その実情に対応した制度改革が必要」としている。

これらの状況及び公営競技の売上高が過去最高の減収率であった昨年度を上回る水準で推移していることを踏まえれば、交付金率の引き下げなど関係法制度の改正とともに、施行自治体間及び各公営競技場の関係者が一丸となって収支構造の改善をはかり、地域社会の発展に寄与することが喫緊の課題である。

よって、国におかれては、これらの課題の解決を図るため、次の施策を講じるよう要望する。

一 一号交付金については、次のとおり措置すること。

（一）自転車振興事業に限定し、減額すること。

（二）交付金還付制度は廃止すること。

（三）一号交付金の算定方法については、当該年度の収益確定額に一定割合を乗じた金額の範囲内で、売上金額に一定割合を乗じた金額とすること。

（四）交付の時期については、翌年度とすること。

二 二号交付金については、制度の目的である公益の増進の振興については、地方自治体の自主的な判断・責任で実施すべきものであることから廃止すること。

三 三号交付金については、競輪振興法人（以下、「JKA」）の業務運営の効率化について検討し、その結果を踏まえて、見直しを行うこと。

四 一号及び三号交付金の算定方法については、JKAの適正かつ効率的な執行をはかるため、関係団体と協議の上、五年毎に見直しを行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年三月十六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（出口武男） 一番小林茂樹議員。

◆一番（小林茂樹） ただいま尾崎充典議員から提案されました意見書第二号、交付金制度、公営競技納付金制度の見直しを求める意見書（案）に賛成します。

○議長（出口武男） 五番大国正博議員。

◆五番（大国正博） ただいま尾崎充典議員から提案されました意見書第二号、交付金制度、公営競技納付金制度の見直しを求める意見書（案）に賛成します。

○議長（出口武男） ただいま動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第二号については、六番尾崎充典議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（出口武男） 次に、八番森山賀文議員より、意見書第三号、ロシア大統領の北方領土訪問に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、森山賀文議員に趣旨弁明を求めます。――八番森山賀文議員。

◆八番（森山賀文） （登壇）意見書第三号、ロシア大統領の北方領土訪問に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第三号

ロシア大統領の北方領土訪問に関する意見書（案）

昨年十一月一日、ロシアのメドヴェージェフ大統領が国後島を訪問した。報道によると、その後も十二月にシュワロフ第一副首相が、今年に入り一月二十日～二十一日にはブルガコフ国防次官が、同月三十一日にはバサルギン地域発展相率いる政府代表団が、それぞれ国後、択捉両島を訪問するなど、連邦政府高官の北方領土入りが相次いでいる。

旧ソ連時代も含めロシアの最高指揮官が北方四島を訪問するのは初めてであり、菅直人首相が「ロシア大統領が国後島を訪問したことは許しがたい暴挙だ」と発言したように、我が国の立場や国民感情からも到底受け入れることはできない。

戦後六十六年の長きにわたつて北方領土問題が解決していないことを再認識し、元島民の方々が高齢化されていることも踏まえ、一日も早く北方領土の返還と平和条約の締結を実現しなければならない。

よつて、国におかれては、日露間の相互信頼関係の構築を図り、北方四島の帰属の問題を解決し、平和条約を締結するよう、一層の外交努力を傾注すべきである。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年三月十六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（出口武男） 十六番奥山博康議員。

◆十六番（奥山博康） ただいま森山賀文議員から提案されました意見書第三号、ロシア大統領の北方領土訪問に関する意見書（案）に賛成いたします。

○議長（出口武男） 三十七番中村昭議員。

◆三十七番（中村昭） ただいま森山賀文議員から提案されました意見書第三号、ロシア大統領の北方領土訪問に関する意見書（案）に賛成します。

○議長（出口武男） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第三号については、八番森山賀文議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（出口武男） 次に、三十番今井光子議員より、意見書第四号、行政書士への行政不服申立手続の代理権付与に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、今井光子議員に趣旨弁明を求めます。――三十番今井光子議員。

◆三十番（今井光子） （登壇）意見書第四号、行政書士への行政不服申立手続の代理権付与に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもつて提案にかえさせていただきます。

△意見書第四号

行政書士への行政不服申立手続の代理権付与に関する意見書（案）

一九五一年の行政書士法施行以来、行政書士は国民と行政との橋渡し役として、その制度は広く浸透しているところである。二〇〇八年七月には行政書士法の一部が改正され、行政手続法に係る聴聞または弁明の機会付与の手続き、その他の意見陳述の代理を業務として行えることになり、国民にとって行政手続法を利用しやすい環境が整備されたところである。

しかしながら、行政不服審査法における不服申立手続の代理権については、弁護士のほか、弁理士、税理士、司法書士、土地家屋調査士及び社会保険労務士には付与されているが行政書士には認められておらず、国民の利便性向上の観点からも望ましい状況にはない。

行政書士試験においては、行政手続法や行政不服審査法が試験科目とされており、日本行政書士会連合会は、会員の能力向上のための中央研修所を設置するなど専門性の確保に努めている。

行政不服申立手続の煩雑さやそれに伴う国民の経済的負担を考慮すれば、当該手続への行政書士の参画が必要であり、それにより制度の活用の拡大が図られ、国民の権利行使に大きく貢献するものと期待される。

よって、国におかれては、不服審査手続に係る国民の利便性の向上のため、実体法に精通し専門性を有する行政書士に対して、行政不服審査法に基づく不服申立手続の代理権を付与されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年三月十六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（出口武男） 二番藤井守議員。

◆二番（藤井守） ただいま今井光子議員から提案されました意見書第四号、行政書士への行政不服申立手続の代理権付与に関する意見書（案）に賛成します。

○議長（出口武男） 十七番森川喜之議員。

◆十七番（森川喜之） ただいま今井光子議員から提案されました意見書第四号、行政書士への行政不服申立手続の代理権付与に関する意見書（案）に賛成いたします。

○議長（出口武男） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第四号については、三十番今井光子議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（出口武男） 次に、四十三番梶川虔二議員より、意見書第五号、障害者基本法改正案におけるインクルーシブ教育に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、梶川虔二議員に趣旨弁明を求めます。――四十三番梶川虔二議員。

◆四十三番（梶川虔二） （登壇）意見書第五号、障害者基本法改正案におけるインクルーシブ教育に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第五号

障害者基本法改正案におけるインクルーシブ教育に関する意見書（案）

障害者権利条約の批准に向けて、障がい者制度改革推進会議が真剣な議論を重ねてきた。二〇一〇年十二月十七日に「障害者制度改革の推進のための第二次意見」が障がい者制度改革推進本部へ提出された。教育の項目ではインクルーシブな教育制度の構築を提言しているが、担当省との間に大きな乖離があることに関係者は強い懸念を抱いていると聞いている。

インクルーシブ教育とは障害のある子どものみでなく、万人にとっての抜本的な教育改革であり、障害によって子どもを分けるのではなく共に学び合うことを原則として、すべての子ども一人ひとりに必要な支援を行うというもので、障害者権利条約第二十四条で規定されている。

私たちは、障害のあるなしで子どもたちを分断してきた日本の悲しい歴史を直視して、障害のある子を排除しないことを原則としたインクルーシブ教育へと転換した上で、障害者権利条約を批准することを強く望む。「共に生きる社会は共に学ぶ学校から」始まると考えるからである。前記第二次意見は、私たちの思いと同じくするものである。

別学が原則の現在の教育制度から、共学を原則とし同時に合理的配慮を行うインクルーシブ教育に転換させる、希望する場合は特別支援学校・学級への選択もあり得る、この方向へと転換させるべきだと考える。

よって、以上の認識に基づき、次の事項を要望する。

一 障害のある子どもは、他の子どもと等しく教育を受ける権利を有し、その権利を実現するためにインクルーシブ教育制度を構築すること。

二 障害のある子どもとない子どもが同じ場で共に学ぶことができることを保障するとともに、本人・保護者が望む場合に加えて、最も適切な言語やコミュニケーションを習得するために特別支援学校・学級を選択できるようにすること。

三 就学先の決定に際し、本人・保護者の意に反して決定がなされないことを原則とすること。

四 障害のある子どもの個別のニーズにこたえるため、合理的配慮や必要な支援が提供されるために必要な施策を講ずること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年三月十六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（出口武男） 四番岡史朗議員。

◆四番（岡史朗） ただいま梶川虔二議員から提案されました意見書第五号、障害者基本法改正案におけるインクルーシブ教育に関する意見書（案）に賛成いたします。

○議長（出口武男） 二十四番岩田国夫議員。

◆二十四番（岩田国夫） ただいま梶川虔二議員から提案されました意見書第五号、障害者基本法改正案におけるインクルーシブ教育に関する意見書（案）に賛成します。

○議長（出口武男） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第五号については、四十三番梶川虔二議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（出口武男） 以上をもって、今期議会に付議されました議案はすべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じます。

○議長（出口武男） これをもって、平成二十三年二月第三百一回奈良県議会定例会を閉会します。

△閉会式

○議長（出口武男） （登壇）二月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

二月二十三日の開会以来本日まで、議員各位におかれましては、平成二十三年度予算をはじめとする多数の重要議案及び県政の諸課題について、終始熱心に調査、審議をいただき、議案はすべてこれを議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえません。

これもひとえに議員各位のご協力のたまものと、心から感謝申し上げる次第であります。

また、知事をはじめ理事者各位には、議会審議に寄せられました真摯な態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、県民の声として十分に尊重していただき、今後の県政の執行に十分反映されますよう望むものであります。

今期定例会は、私たちの任期中最後の定例会として誠に意義深いものでありました。議員各位には、県勢のさらなる発展のため、ますますご活躍されんことを衷心より祈念申し上げます。

なお、今回の改選を機に勇退されます議員各位には、永年にわたるご精励と多大のご功績に対し深く敬意を表しますとともに、今後とも県勢の限りない発展のため、変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、報道関係者各位のご協力に対し厚く御礼を申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

◎知事（荒井正吾） （登壇）定例県議会閉会のごあいさつの前に、このたびの東北地方太平洋沖地震について申し上げたいと思います。

この地震により未曾有の被害が発生し、今なお被害状況が拡大しておりますが、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された多くの方々に心よりお見舞い申し上げます。

本県といたしましても、消防防災ヘリコプター、災害派遣医療チーム等を既に派遣し、救助作業等に当たっております。今後も、現地の状況に応じたできる限りの支援を実施してまいりたいと考えており、一刻も早い事態の収拾と現地の復旧を願っております。

さて、今議会に提案いたしました各議案につきましては、終始熱心にご審議の上、いずれも原案どおり議決または承認いただき、誠にありがとうございました。

本会議並びに予算審査特別委員会をはじめ各委員会の審議の過程でいただいたご意見、ご提言等につきましては、これを尊重し、今後の県政運営に反映させるよう努めてまいります。

議員各位におかれましては、あと一カ月余りをもちまして奈良県議会議員としての今期の任期を終えられることとなりますが、この四年間、奈良県政にご参画いただき、また諸課題の解決にご尽力を賜り、心から敬意を表し、御礼申し上げたいと存じます。

なお、今議会をもって後進に道を譲ることとされました服部恵竜議員並びに田中美智子議員におかれましては、今日までのご功績に感謝申し上げますとともに、今後一層ご自愛いただきまして、引き続き県勢発展のためご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。

次の選挙にご出馬される議員各位におかれましては、ぜひとも健康に留意され、よい結果をいただかれまますようご祈念申し上げます。

また、私の任期も満了いたしますが、知事就任以来四年間、厳しい経済・雇用情勢、財政状況のもとではありましたが、議員各位並びに県民の皆様方のご理解とご協力をいただき、おおむね順調に県政運営を進めることができました。ここに深く感謝を申し上げます次第であります。

今後も、議員各位並びに県民の皆様方の県勢の発展に対する一層のご鞭撻とご支援をお願い申し上げます、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

△午後二時四十分閉会

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	出口武男
同 副議長	藤本昭広
署名議員	宮本次郎
署名議員	浅川清仁
署名議員	田中惟允